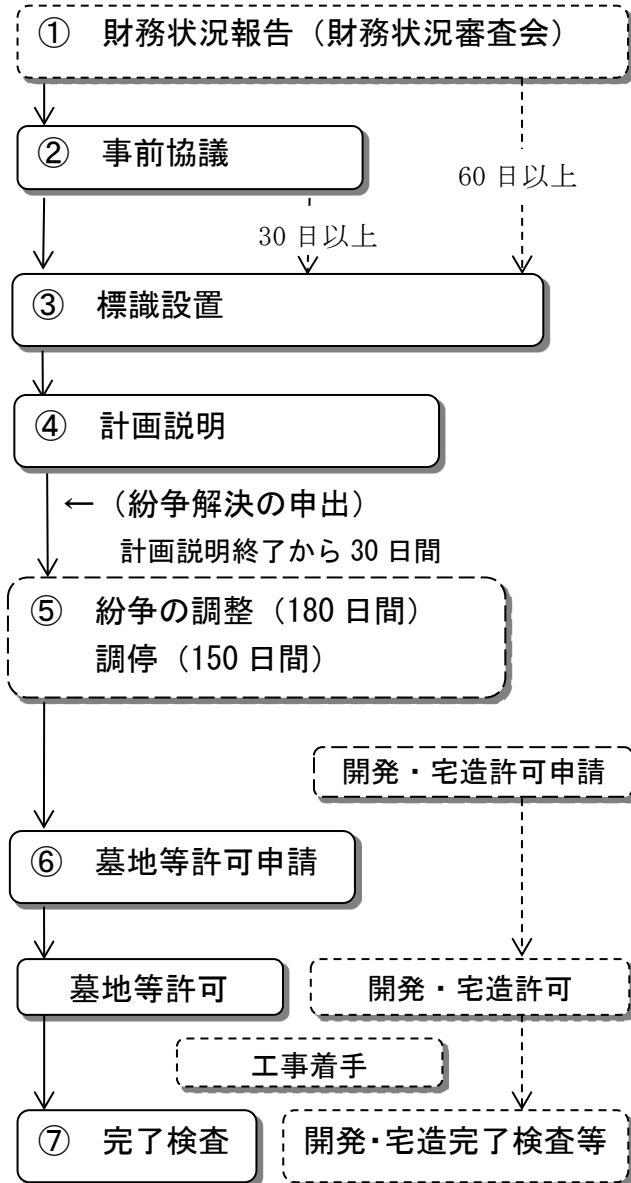


■ 墓地、納骨堂、火葬場の手続きについて

問い合わせ先：健康福祉局生活衛生課（671-2457）

【手続きの流れ】

※（土地利用総合調整会議）



手続きの説明	提出書類	提出先
① 標識設置の60日前までに「財務状況報告書」を提出してください。 ※墓地の規模等により「開発調整会議」の協議が必要になります。	「財務状況報告書」	健康福祉局 生活衛生課
② 標識設置の30日前までに「事前協議書」を提出し、回答書の交付を受けてください。	「事前協議書」	健康福祉局 生活衛生課
③ 周辺住民に計画を示すため、標識設置届出書を提出後標識を設置してください。	「標識設置届出書」	各区生活衛生課
④ 周辺住民に計画の内容を説明し、計画説明の内容及び周辺住民の意見等を報告してください。	「計画説明概要報告書」	各区生活衛生課
⑤ 周辺住民から紛争解決の申出が提出された場合には、紛争の調整を開始します。 紛争の調整で解決ができない場合には、「調停」を行うこととなります。	「紛争解決申出書」 (周辺住民⇒相談調整課)	健康福祉局 相談調整課
⑥ 周辺住民との紛争の解決後、「経営許可申請」又は「墓地区域等変更許可申請」を行ってください。経営(変更)許可申請前までに、事前協議の回答時に提示した協議先(建築局等)との協議を終了させてください。	「墓地等経営許可申請書」 「墓地区域等変更許可申請書」	各区生活衛生課
⑦ 墓地等経営(変更)許可を受けた内容について完了検査を受け、横浜市長の適合確認通知後に墓地の使用を開始してください。	「墓地等構造設備等適合確認申請書」	各区生活衛生課